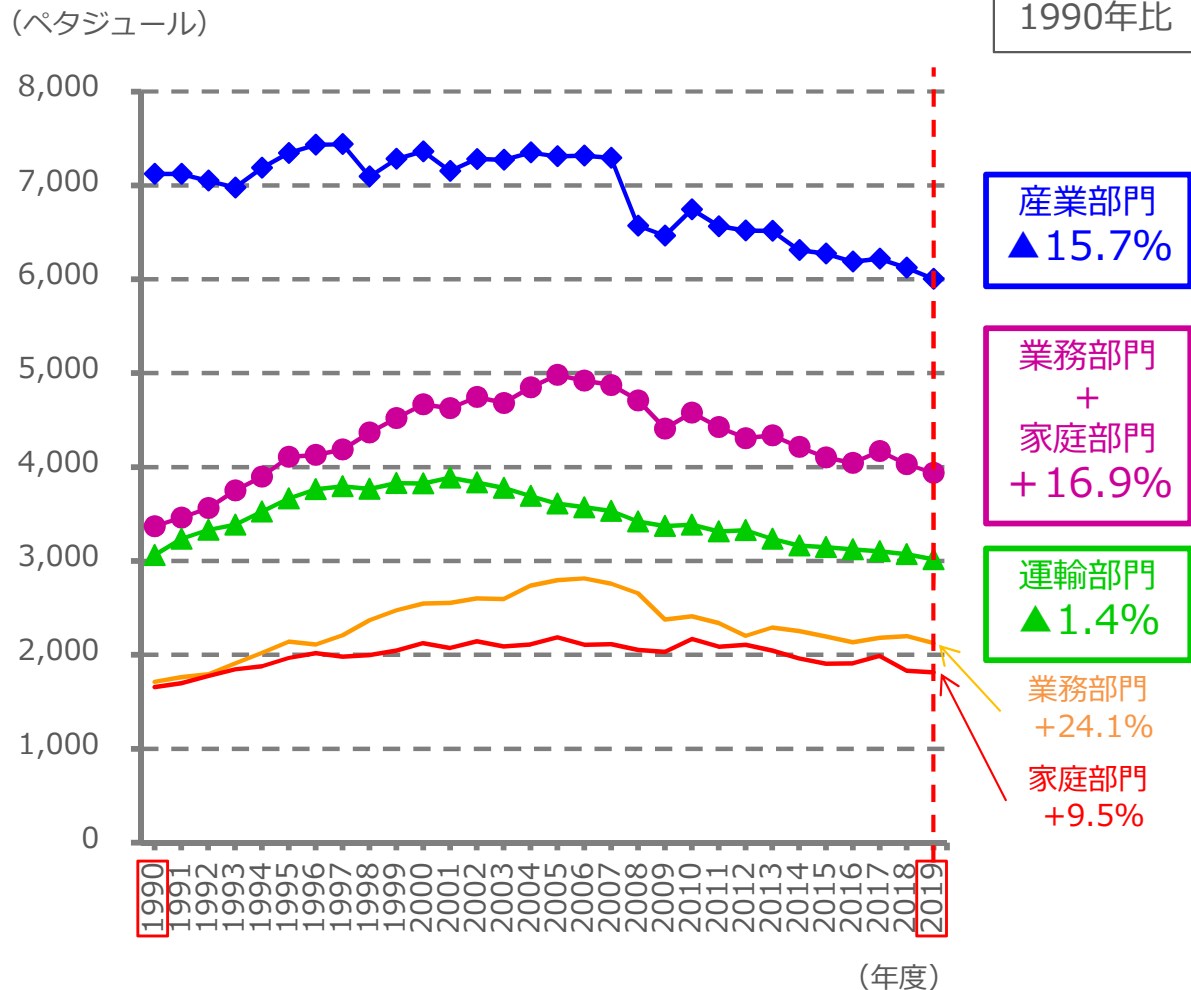


住宅・建築物の省エネ政策について

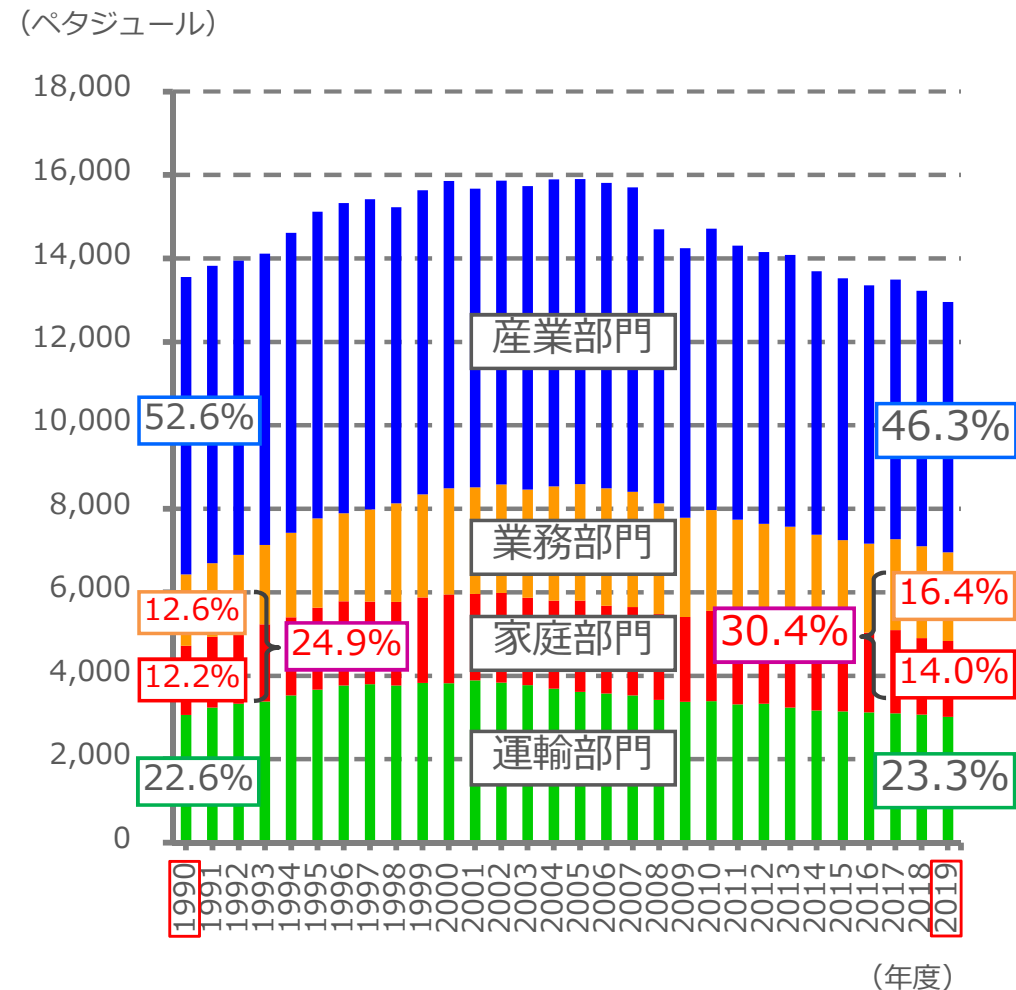
部門別のエネルギー消費の推移

- 他部門（産業・運輸）が減少・微増する中、**業務部門・家庭部門のエネルギー消費量は大きく増加し**（90年比で約20%増）、現在では**全エネルギー消費量の約3割**を占めている。
- **建築物における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。**

最終エネルギー消費量の推移

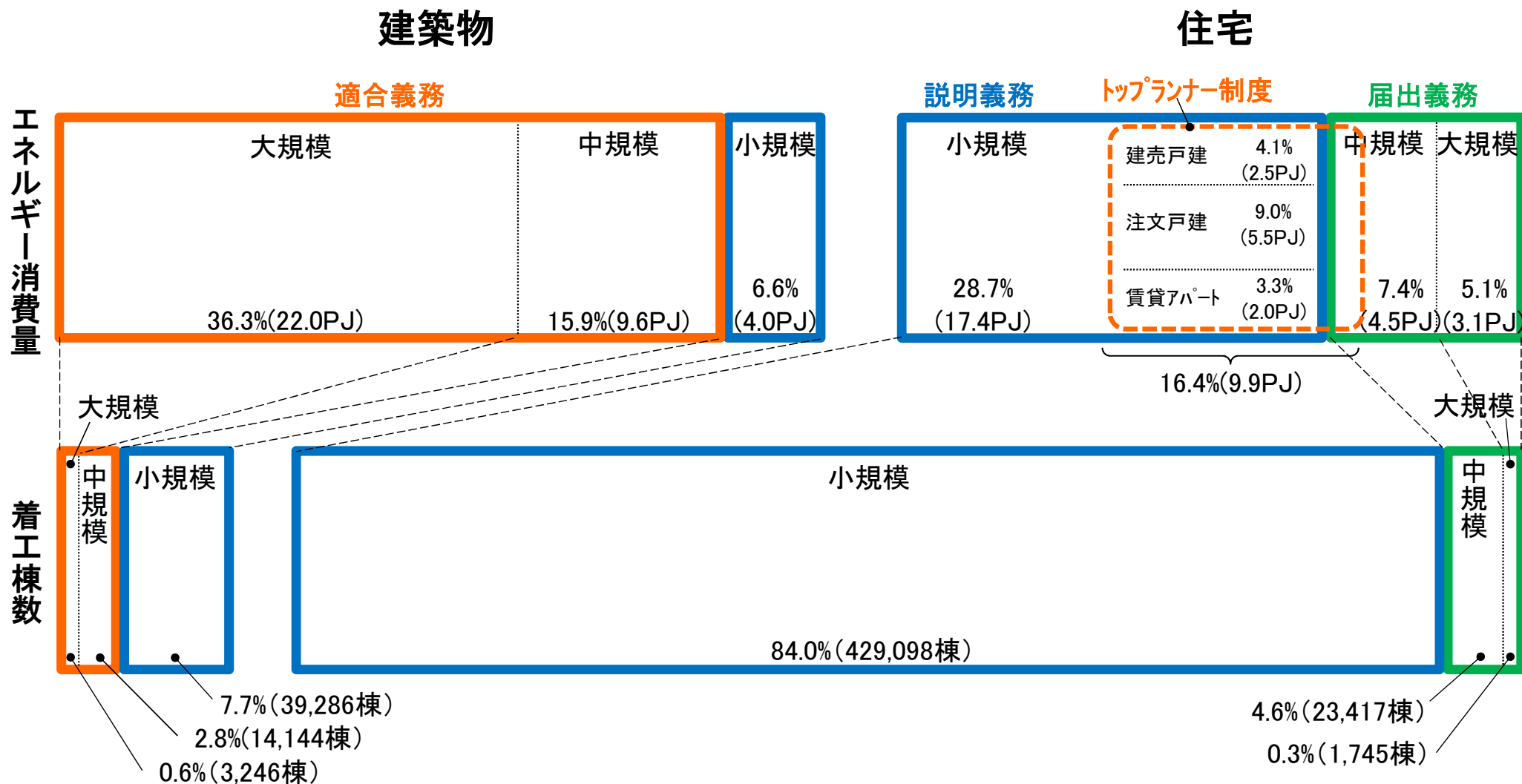


シェアの推移



用途・規模別のエネルギー消費量と着工棟数との関係

○適合義務の対象となる建築物は、新築着工棟数全体の3.4%（大規模建築物0.6% 中規模建築物2.8%）であるものの、エネルギー消費量では全体の52.2%（大規模建築物36.3% 中規模建築物15.9%）を占める。

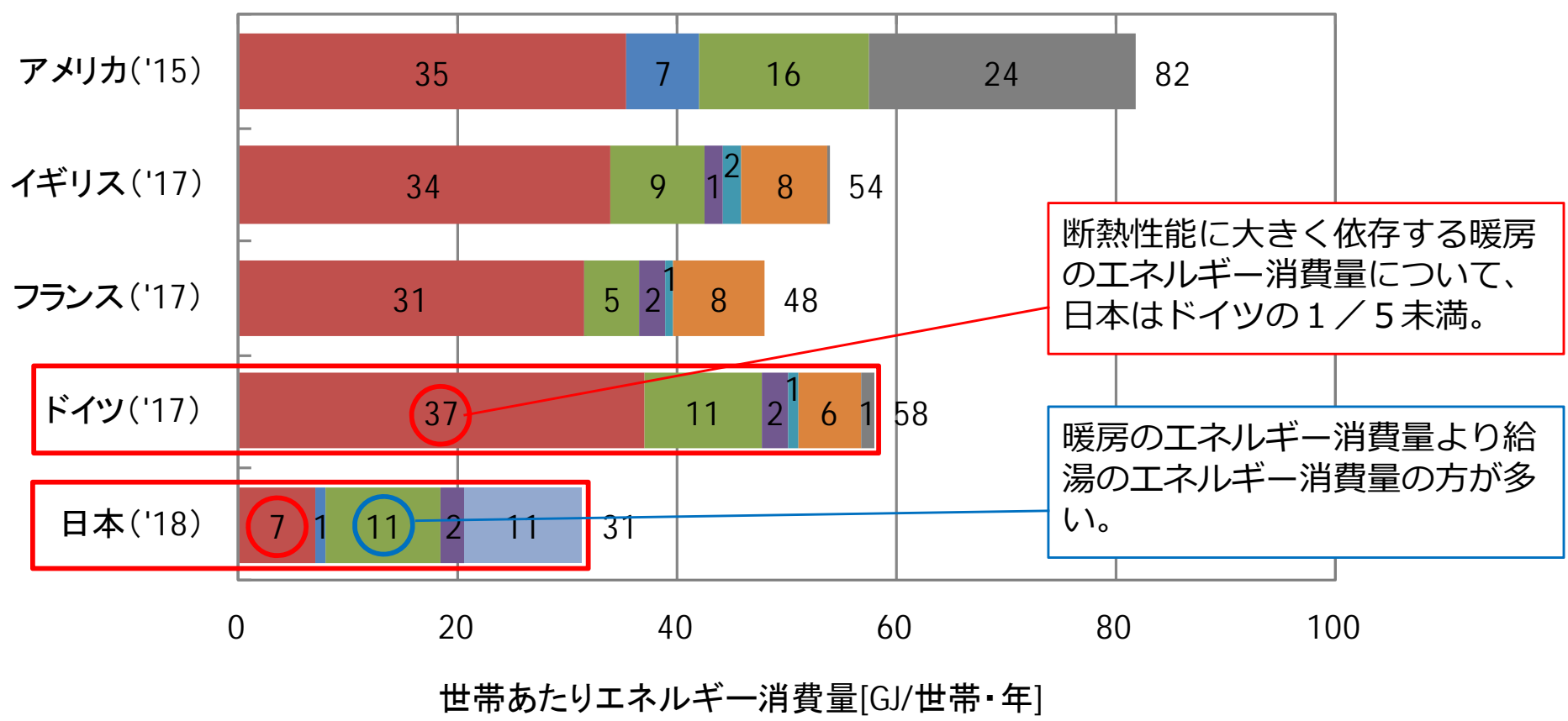


※2017エネルギー・経済統計要覧、平成29年度建築着工統計より
 建築物の平均エネルギー原単位878MJ/m²・年 住宅の平均エネルギー原単位344MJ/m²・年として推計

家庭用 用途別エネルギー消費量の国際比較

- 日本の世帯あたりの消費量は、アメリカの1 / 3程度、ドイツ他欧州各国の半分程度。
- 日本の暖房の消費量は特に少なく、給湯の消費量の方が多い。他国は長時間暖房する習慣であるのに対し、日本は居室にいるときだけ暖房する間歇暖房が主流。

■ 暖房 ■ 冷房 ■ 給湯 ■ 調理 ■ 照明 ■ 家電 ■ 照明・家電 ■ その他



断熱性能に大きく依存する暖房のエネルギー消費量について、日本はドイツの1 / 5未滿。

暖房のエネルギー消費量より給湯のエネルギー消費量の方が多い。

※アメリカ(その他): 調理、照明、家電が含まれる

省エネ基準の概要

○ 省エネ基準とは、建築物の備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなる。

一次エネルギー消費量基準（住宅・建築物ともに適用）

一次エネルギー消費量が基準値以下となること。

※「一次エネルギー消費量」

$$\begin{aligned} &= \text{空調エネルギー消費量} + \text{換気エネルギー消費量} \\ &+ \text{照明エネルギー消費量} + \text{給湯エネルギー消費量} \\ &+ \text{昇降機エネルギー消費量} \\ &+ \text{その他エネルギー消費量（OA機器等）} \\ &- \text{太陽光発電設備等による創エネ量} \end{aligned}$$

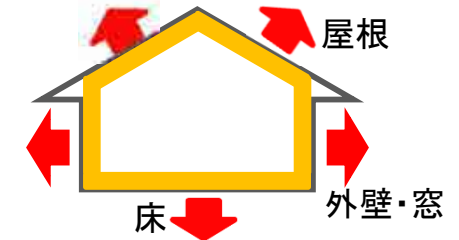
外皮基準（住宅のみに適用）

外皮（外壁、窓等）の表面積あたりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

<外皮を通じた熱損失のイメージ>

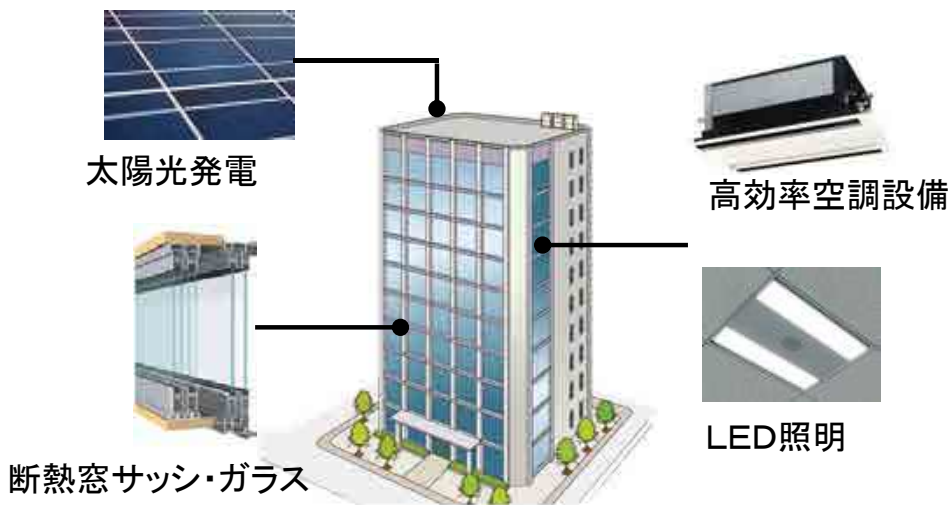
※「外皮平均熱貫流率」

$$= \text{総熱損失量} / \text{外皮表面積}$$

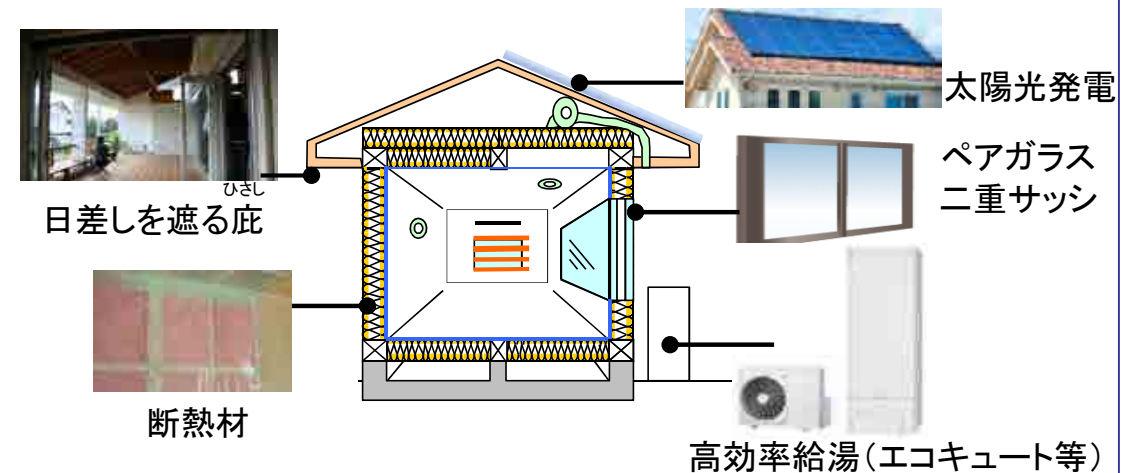


省エネ性能向上のための取組例

【建築物】

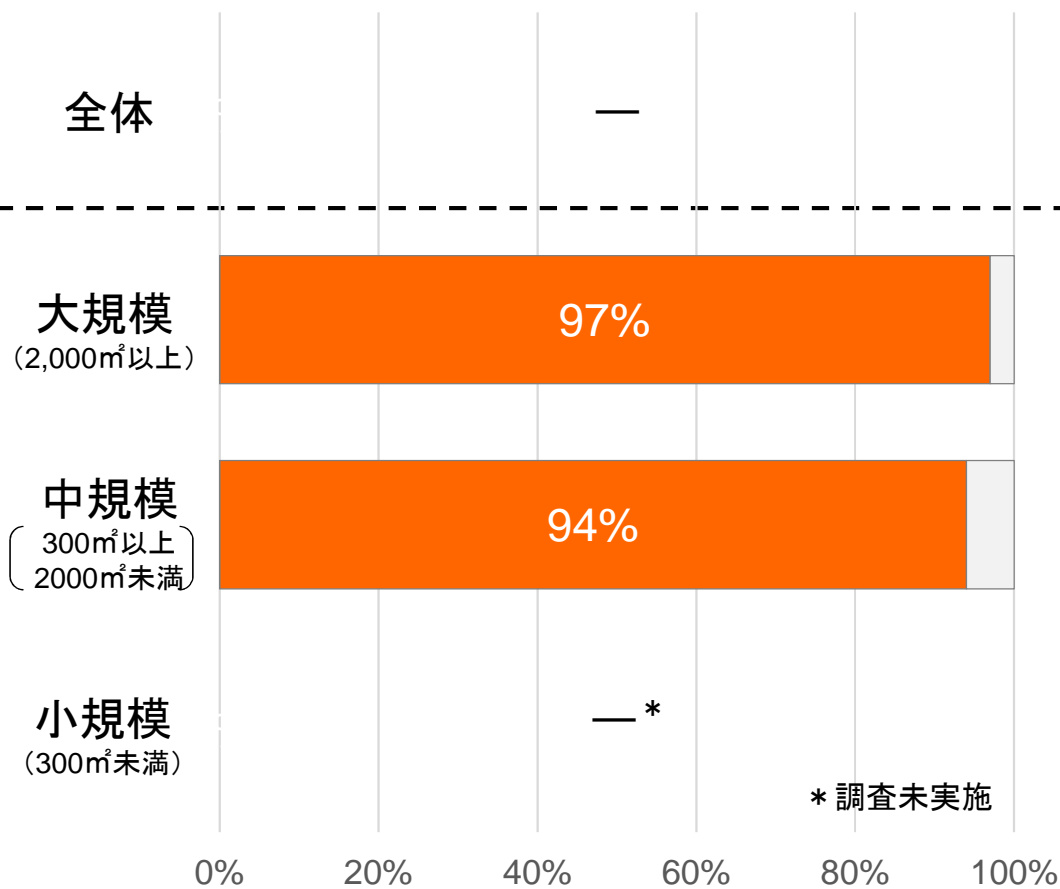


【住宅】

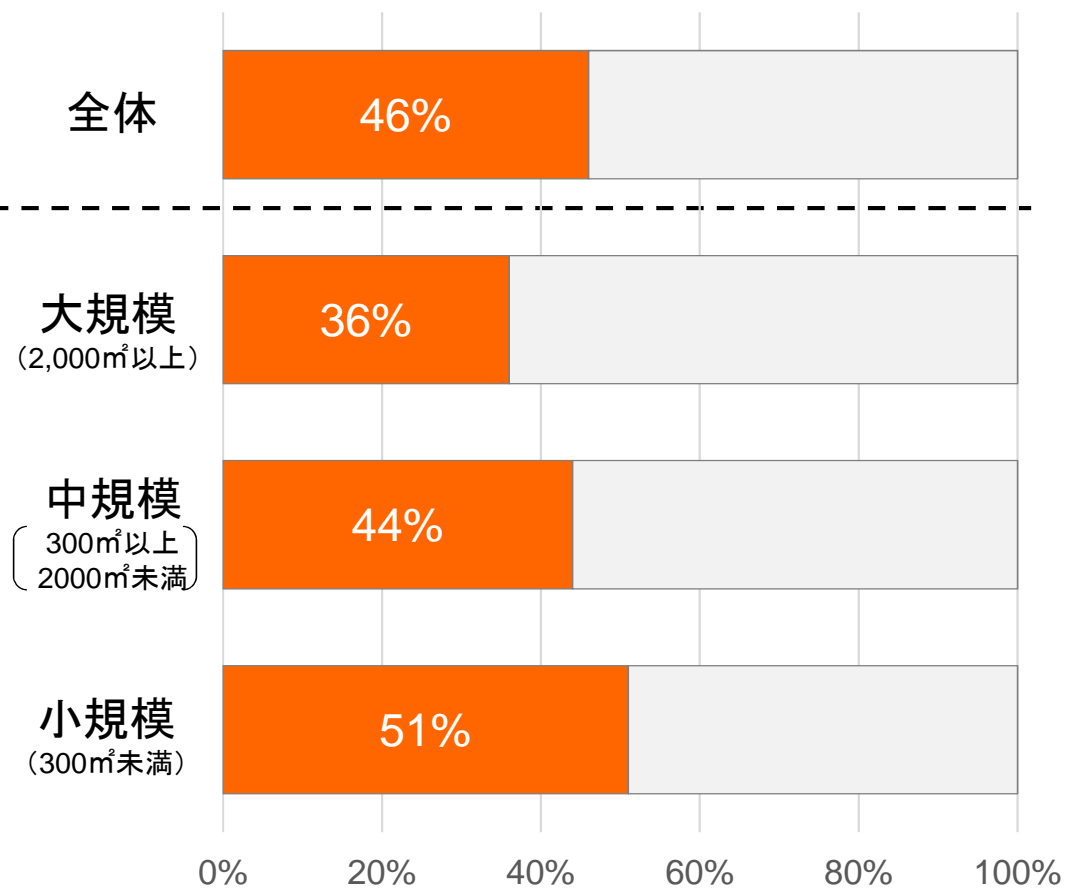


用途・規模別の省エネ基準適合率(平成27年度)

建築物



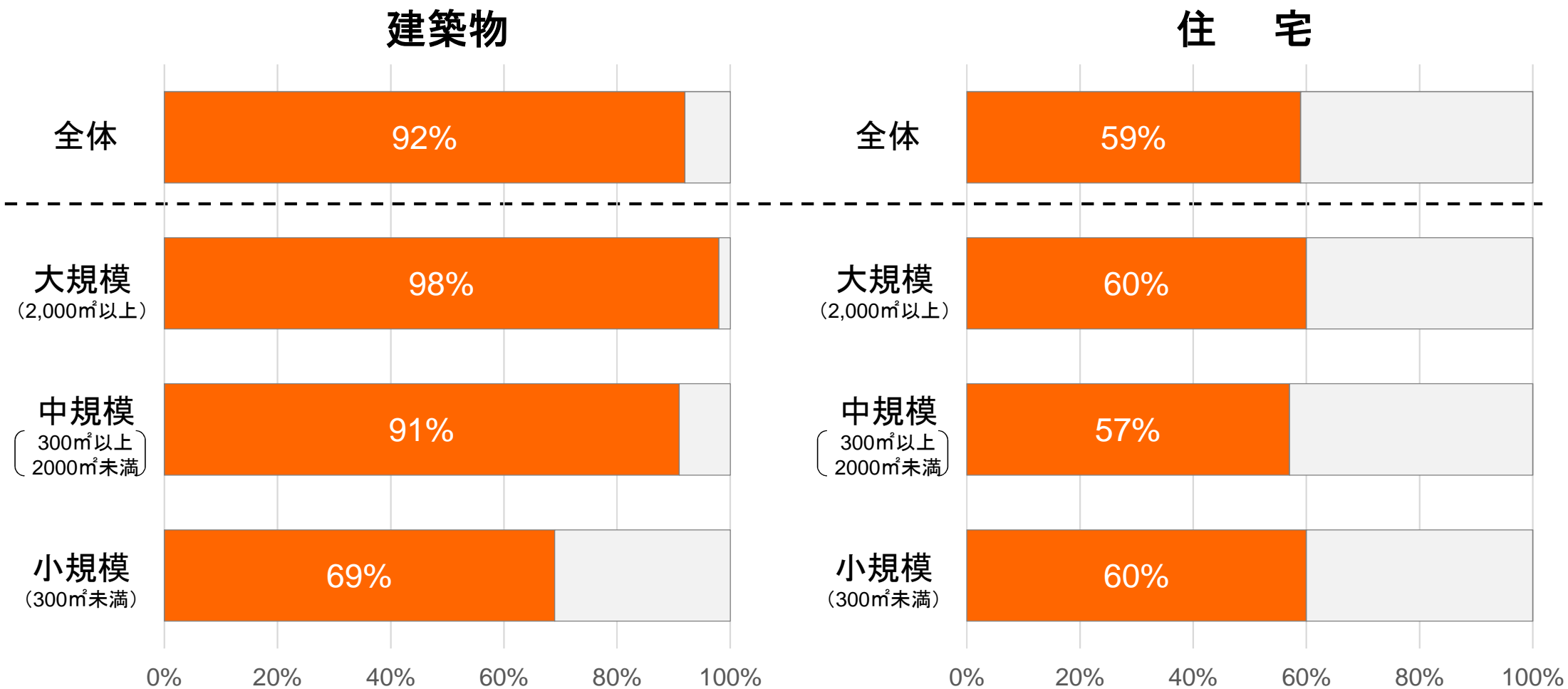
住宅



※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。

共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。

用途・規模別の省エネ基準適合率(平成28年度)



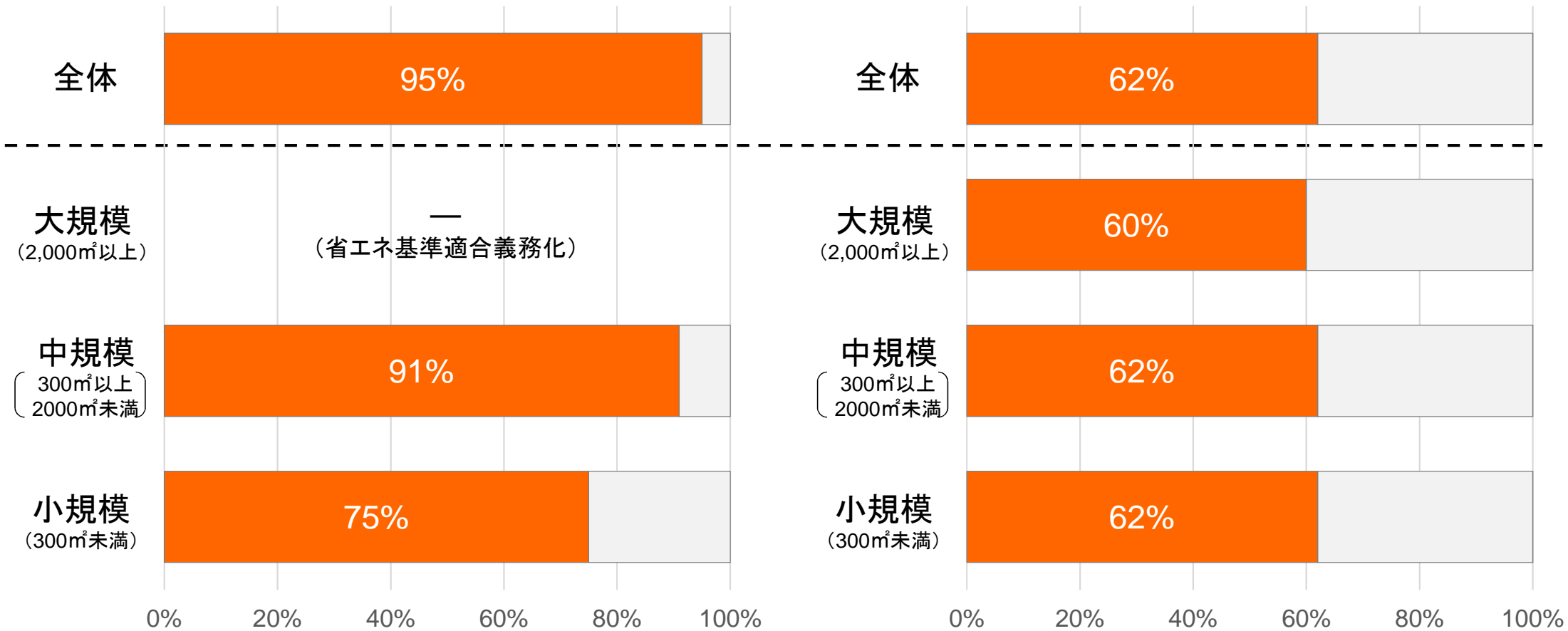
※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。

共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。なお、住戸ごとの省エネ基準への適否に基づき省エネ基準への適合率を算定すると、大規模住宅は75%、中規模住宅は71%となる。

用途・規模別の省エネ基準適合率(平成29年度)

建築物

住宅

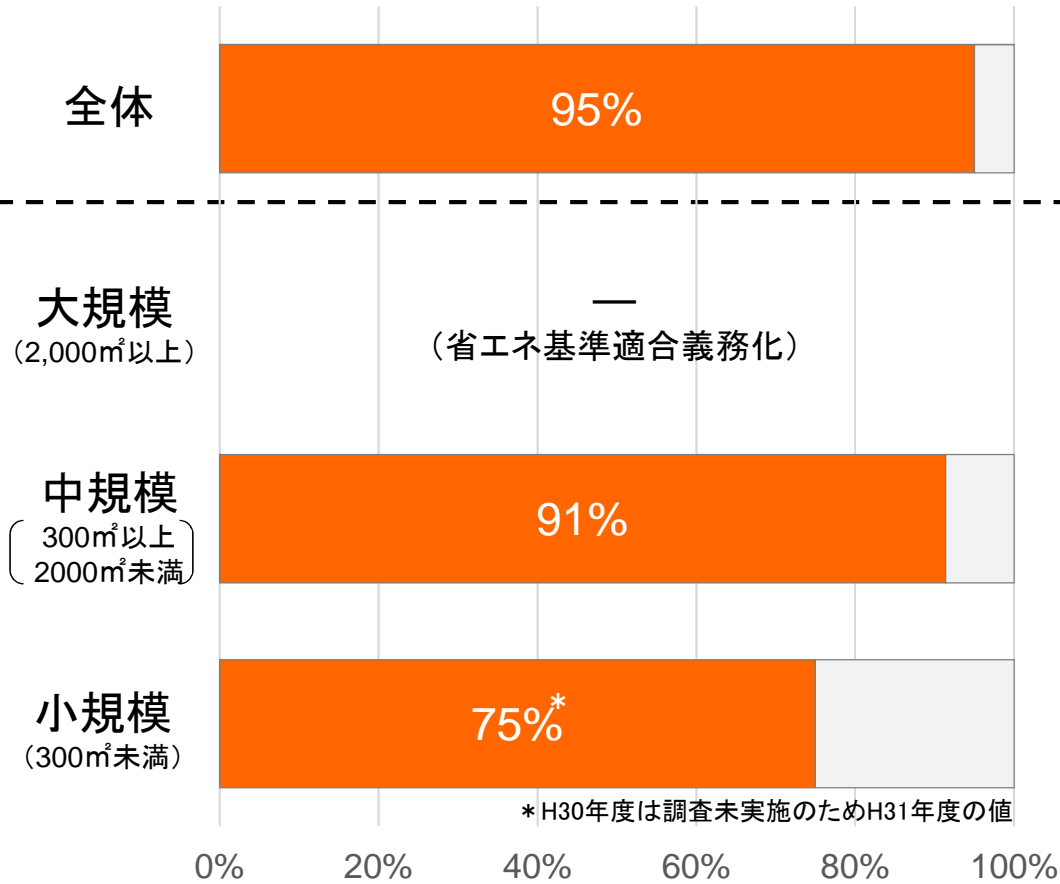


※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。

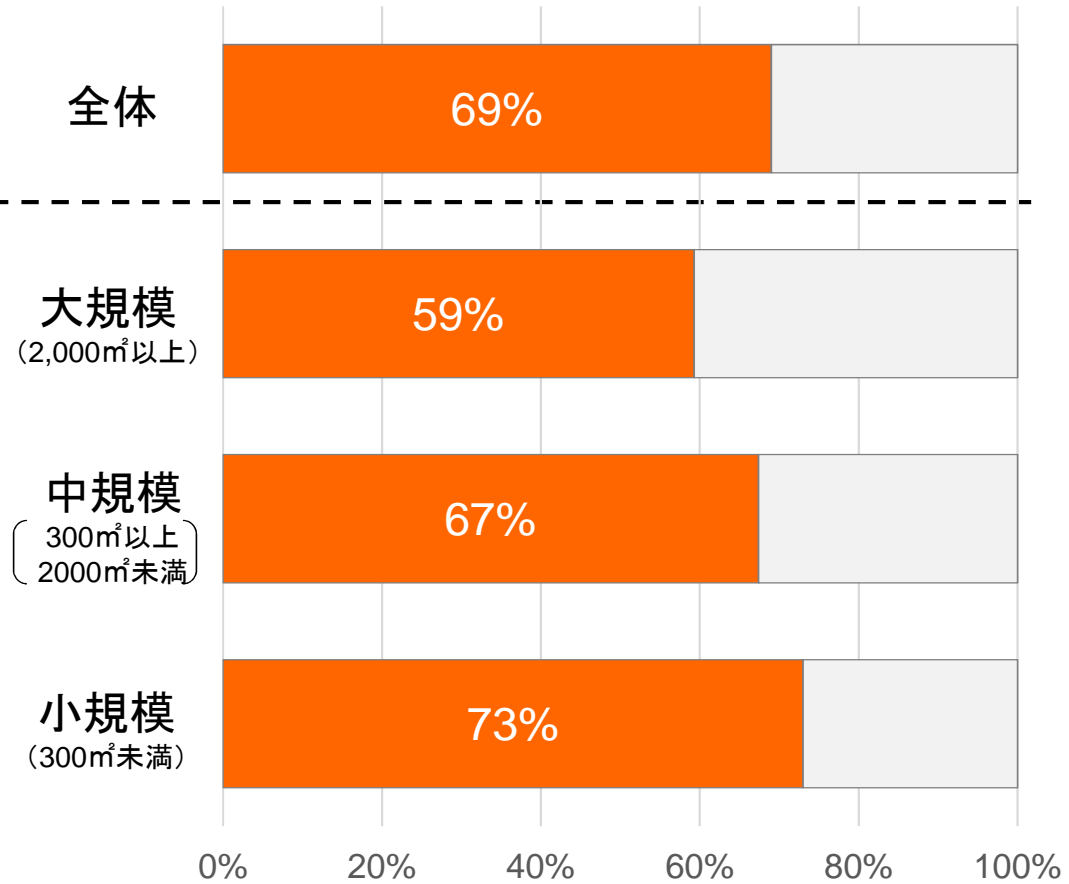
共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。なお、住戸ごとの省エネ基準への適否に基づき省エネ基準への適合率を算定すると、大規模住宅は74%、中規模住宅は75%となる。

用途・規模別の省エネ基準適合率(平成30年度)

非住宅建築物



住宅



※ 届出制度によるデータや国土交通省が実施したアンケート結果に基づき面積ベースで算定。

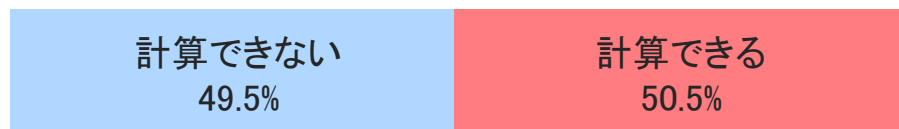
共同住宅については、届出制度において、住棟単位で提出される省エネ計画書が1住戸でも基準に不適合の場合は当該計画書が基準不適合となり指示・命令の対象となることを踏まえ、計画書(住棟)ごとの省エネ基準への適否に基づき適合率を算定している。

建築士等の省エネ基準への習熟状況等

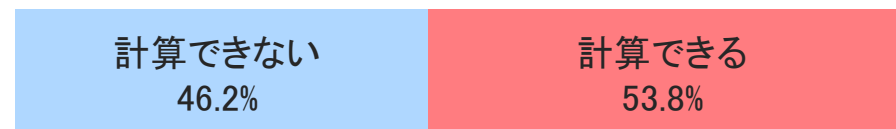
- 中小工務店・建築士それぞれに対して、省エネ基準への習熟状況についてアンケート調査を行ったところ、中小工務店・建築士ともに、省エネ計算ができると回答した者は約5割。

中小工務店の習熟状況

一次エネルギー消費量



外皮性能



<調査概要>

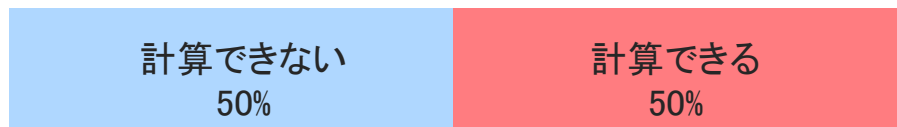
調査方法 : インターネット調査(平成30年度実施)

調査対象 : 住宅瑕疵担保責任保険登録者のうち、住宅の設計又は施工を請け負う住宅生産者(有効回答318社)

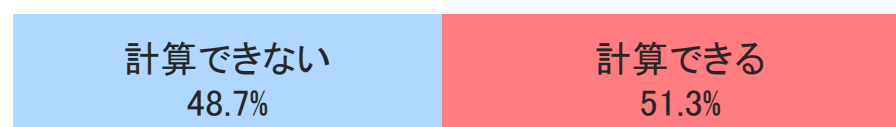
調査実施者:(一社)リビングアメニティ協会(国土交通省の補助事業により実施)

建築士の習熟状況

一次エネルギー消費量



外皮性能



<調査概要>

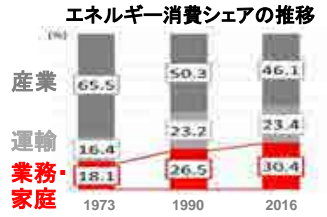
調査方法 : アンケート調査(平成30年度実施)

調査対象 : 平成29年度に確認済証を受けた300㎡未満の住宅を設計した建築士事務所(有効回答801社)

調査実施者:(公社)日本建築士会連合会(国土交通省の補助事業により実施)

住宅・建築物の省エネ対策の推進

- 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題。
⇒住宅・建築物部門の省エネ対策が必要不可欠。



①省エネ化に係る規制 (※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法) (平成27年7月8日公布、令和元年5月17日改正))

- 中規模以上 (300㎡～) の建築物に係る省エネ基準適合義務 ※R3.4以降、対象を300㎡以上に拡大
- 中規模以上 (300㎡～) の住宅等に係る届出
- 小規模 (300㎡未満) の住宅・建築物に係る建築士から建築主への省エネ性能に関する説明義務 ※R3.4.1施行

②省エネ性能向上の誘導措置

- 建築物省エネ法に基づく容積率特例
- 建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合認定マークや、省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)」の普及促進
- 建築環境総合性能評価システム(CASBEE) の普及促進

③インセンティブの付与 (税制、補助、融資)

- 認定低炭素住宅やゼロエネルギー住宅など省エネ性能に優れた住宅・建築物への支援
- 既存ストックの省エネ改修の促進

④省エネ性能の高い住宅・建築物の供給体制の整備

- 中小工務店・大工向け講習会の開催
- 評価・審査体制の整備 等



建築物省エネ法の改正前後の比較(規制措置)

〔2021年4月
全面施行〕

	改正前			改正後	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	→	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 <u>所管行政庁の審査手続を合理化</u> ⇒ 監督（指示・命令等）の実施に重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】			<u>適合義務</u> 【 <u>建築確認手続きに連動</u> 】	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建	→	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への説明義務</u>	努力義務 【 <u>省エネ基準適合</u> 】 + <u>建築士から建築主への説明義務</u> トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 <u>対象の拡大</u> 対象住宅 持家 建売戸建 貸家 <u>賃貸アパート</u>

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とす

住宅トッパーナー制度

<大手住宅事業者の供給する分譲戸建住宅・注文戸建住宅・賃貸アパートの省エネ性能向上を促す措置>

- 構造・設備に関する規格に基づき住宅を建築し分譲することを業として行う建築主（特定建築主）や、構造・設備に関する規格に基づき住宅を建設する工事を業として請け負う者（特定建設工事業者）に対して、その供給する**分譲戸建住宅・注文戸建住宅・賃貸アパートの省エネ性能の向上の目標（トッパーナー基準）を定め**、断熱性能の確保、効率性の高い建築設備の導入等により、一層の省エネ性能の向上を誘導。
- **各住宅区分の供給戸数の概ね半分をカバー**するよう対象事業者の要件を設定し、制度の対象となる大手住宅事業者に対しては、**目標年度**において、目標の達成状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、国土交通大臣は、当該事業者に対し、その目標を示して**性能の向上を図るべき旨の勧告**、その**勧告に従わなかったときは公表、命令（罰則）**をすることができる。

<トッパーナー基準>

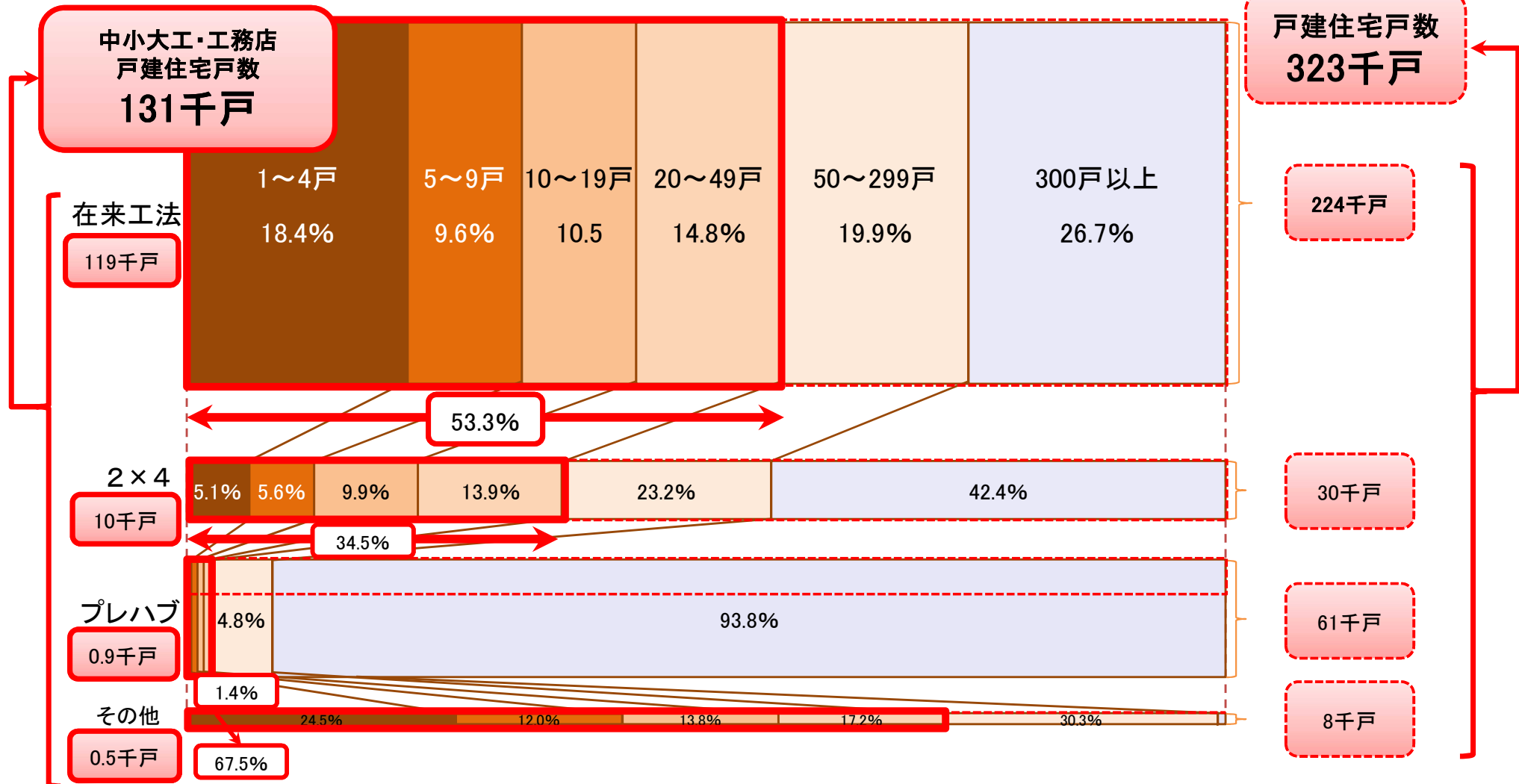
	対象事業者	目標年度	外皮基準※1	一次エネルギー消費量基準※2
注文戸建住宅	年間300戸以上供給	2024年度 (2019年11月追加)	省エネ基準に適合	省エネ基準に比べて20%削減
賃貸アパート	年間1,000戸以上供給	2024年度 (2019年11月追加)		省エネ基準に比べて10%削減
建売戸建住宅	年間150戸以上供給	2020年度 (2016年4月施行)		省エネ基準に比べて15%削減

※1 各年度に供給する全ての住宅に対して求める水準 ※2 各年度に供給する全ての住宅の平均に対して求める水準

戸建住宅の供給主体について

○ 戸建住宅の約4割は中小の大工・工務店が供給。

戸建住宅の工法別・年間受注戸数別シェア（請負のみ）【平成25年度】



注：平成25年度の瑕疵担保履行法に基づく届出、住宅瑕疵担保責任保険の加入実績及び各社の公表資料等による（一部推計を含む）。

ZEH(ゼロ・エネルギー住宅)等の推進に向けた取組(令和2年度予算)

関係省庁(経済産業省・国土交通省・環境省)が連携して、住宅の省エネ・省CO2化に取り組み、2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上をZEHにし、2030年までに建売戸建や集合住宅を含む新築住宅の平均でZEHを実現することを目指す。

さらに省CO2化を進めた先導的な低炭素住宅 (ライフサイクルカーボンマイナス住宅(LCCM住宅))

R2予算：90.7億円の内数 【国土交通省】

ZEHに対する支援

将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH

※ より高性能なZEH、集合住宅(超高層)

R2予算：459.5億円の内数 【経済産業省】

引き続き供給を促進すべきZEH

※ 戸建住宅、集合住宅(高層以下)

R2予算：162億円の内数 【環境省】

中小工務店等が連携して建築するZEH

※ ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇

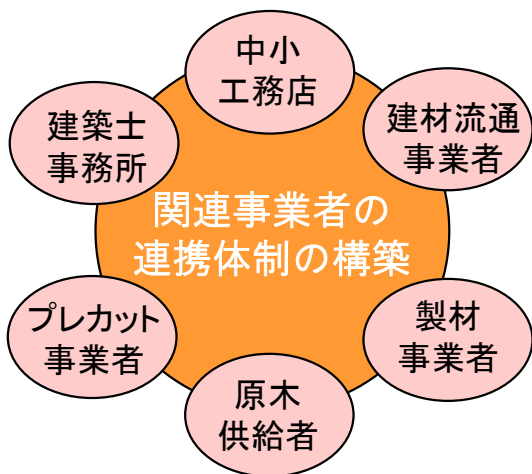
R2予算：135億円の内数 【国土交通省】

省エネ性能表示
(BELS)を活用した
申請手続の共通化

関連情報の
一元的提供

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の省エネ改修の促進を図るとともに、当該木造住宅の整備と併せて行う三世帯同居への対応等に対して支援を行う。

グループの構築

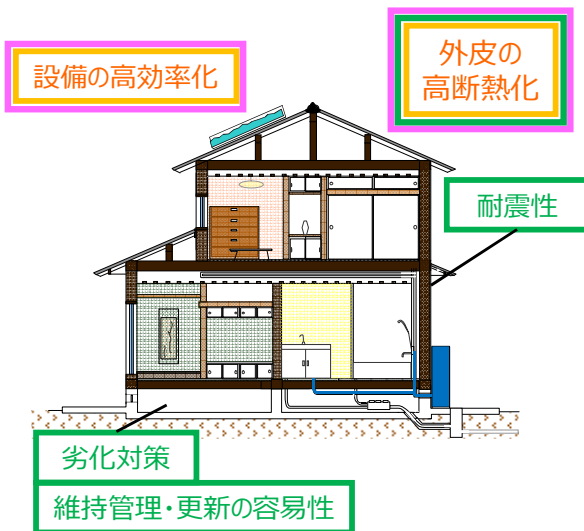


地域型住宅・建築物の整備

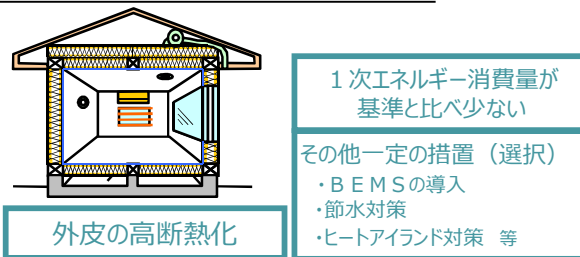
共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

補助対象（住宅）のイメージ



補助対象（建築物）のイメージ



長寿命型

長期優良住宅

補助限度額
110万円/戸 ※1

高度省エネ型

認定低炭素住宅

110万円/戸 ※1

性能向上計画認定住宅

110万円/戸 ※1

ゼロエネ住宅型

ゼロ・エネルギー住宅

140万円/戸 ※2

- ※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸
- ※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

- ・地域材加算 …… 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算
- ・三世帯同居加算 …… 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

省エネ改修型

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修

50万円/戸

優良建築物型

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

1万円/㎡（床面積）

LCCM住宅部門の概要 (サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型))

令和2年度予算：90.7億円の内数

- サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)は、省エネ・省CO₂等による低炭素化・建物の長寿命化等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、サステナブルな社会の形成を図る事業。
- 平成30年度からは、**新たにLCCM住宅部門を創設**し、ライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスにする**LCCM住宅(ライフサイクルカーボンマイナス住宅)**への支援を実施。

【LCCM住宅の定義】

使用段階のCO₂排出量に加え資材製造や建設段階のCO₂排出量の削減、長寿命化により、**ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO₂排出量をマイナス**にする住宅

LCCM住宅の例

■ 太陽光発電パネル
+ 太陽熱給湯集熱パネル

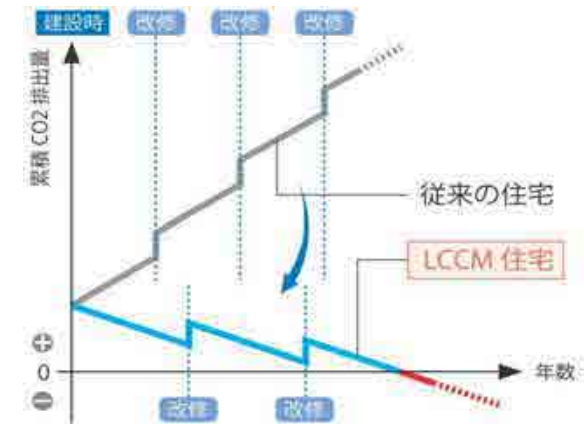
■ LED照明の
多灯分散配置



■ 地域木材

■ 日射を遮蔽する
木製ルーバー

■ 高効率給湯器
■ 燃料電池



ライフサイクル全体を通じたCO₂排出量推移のイメージ

【基本要件】

以下の要件を満たす、戸建住宅を新築する事業

- ① LCCO₂を算定し、結果0以下となるもの
- ② ZEHの要件をすべて満たしたもの
- ③ 住宅として、品質が確保されたもの 等

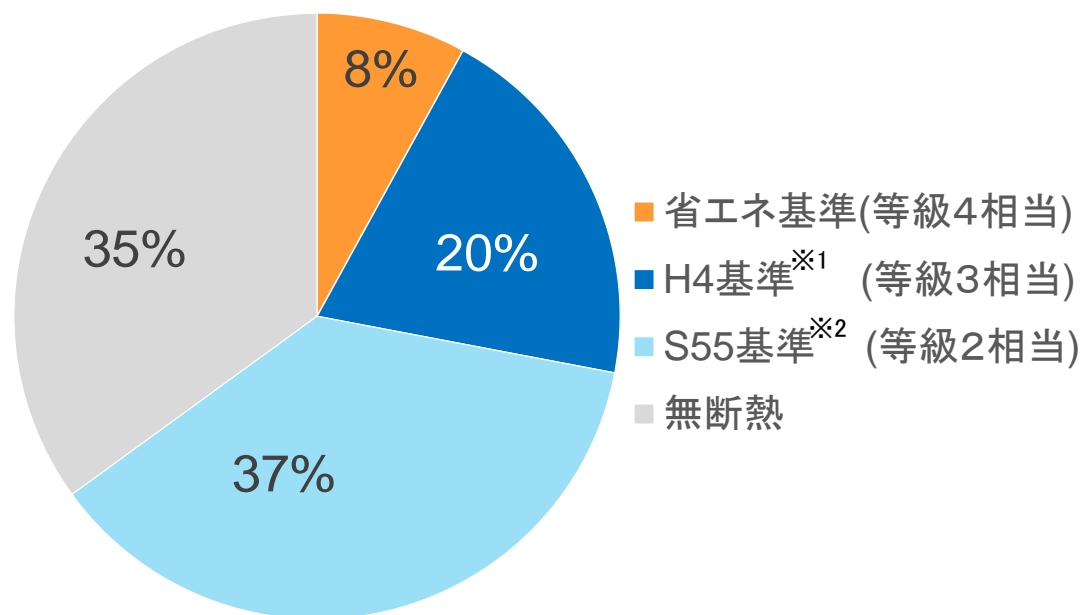
【補助額】

- <補助率> 補助対象工事の掛かり増し費用の1/2
<限度額> 1戸あたり125万円 等

住宅ストックの断熱性能と住宅の省エネ改修に要する費用

- 住宅ストック（約5,000万戸）のうち省エネ基準に適合している住宅は平成27年度時点で約8%となっており、また、無断熱の住宅は約35%となっている。
- 省エネ基準に適合させるための省エネ改修に要する費用は約231万円であり、新築時に省エネ基準に適合させるための掛かり増し費用に比べ大幅にコスト増となる。

【住宅ストック（約5,000万戸）の断熱性能】



※1: 省エネ法に基づき平成4年に定められた基準

※2: 省エネ法に基づき昭和55年に定められた基準

出典: 統計データ、事業者アンケート等により推計(H27(2015)年)

【住宅の省エネ改修に要する費用の試算例】

省エネ基準に適合させるための省エネ改修に要する費用	(参考)新築時に省エネ基準に適合させるための掛かり増し費用
231万円	不適合物件の仕様: 単板ガラスの場合 83~87万円
躯体の断熱改修: 約125万円 窓の断熱改修: 約88万円 設備改修: 約37万円	不適合物件の仕様: 複層ガラスの場合 23~31万円

※: 木造戸建住宅(6地域、延床面積約120㎡)を想定

※: 省エネ改修に要する費用は、H4基準(断熱等級3)に適合している住宅を省エネ基準に適合させるための費用。

※新築時の掛かり増し費用は、H4基準(断熱等級3)に適合している住宅と省エネ基準に適合している住宅との差額(「積算資料 ポケット版 住宅建築編 2018年度版」等を用いて算出)

住宅の省エネ改修に対する主な支援措置(令和3年度予算等)

所管	支援措置の名称	予算案	支援対象	主な補助率・補助額等
経産省	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(次世代ZEH+実証事業) 補助	83.9億円の内数	次世代ZEH+ (①V2H設備、②蓄電システム③燃料電池、④太陽熱利用温水システムのいずれかを導入したZEH+) の新築、改修	補助額：105万円/戸に加え、①～④の設備導入に応じて補助額を加算。
経産省	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業(次世代省エネ建材の実証支援事業) 補助	83.9億円の内数	次世代省エネ建材(工期短縮が可能な外張り断熱材等の高性能断熱建材等)を導入した、既存住宅の断熱改修	補助率：補助対象経費の1/2以内 限度額：300万円/事業
環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 補助	65.5億円の内数	戸建住宅	断熱リフォーム1/3(上限120万円/戸)ほか
環境省	集合住宅の省CO2化促進事業 補助	45.5億円の内数	集合住宅	断熱リフォーム1/3(上限15万円/戸)ほか
国交省	地域型住宅グリーン化事業(省エネ改修型) 補助	140億円の内数	地域の中小工務店のグループの下で行われる木造住宅の省エネ改修工事(省エネ基準相当)	50万円/戸(定額)
国交省	長期優良住宅化リフォーム推進事業 補助	45億円	省エネ性能等を有する住宅(省エネ基準相当)への改修工事	補助率：1/3 限度額：200万円/戸(※) ※省エネ基準▲20%相当の場合は250万円/戸

(12)住宅・建築物産業／次世代型太陽光産業

②LCCM住宅・建築物、ZEH・ZEB、住宅の省エネ性能向上

<今後の取組>

当面の間は、省エネ性能の高い住宅・建築物や省エネ改修に対して政策による支援を行い、自立的な普及に向けた環境を整備しつつ、普及状況を踏まえて、住宅についても省エネ基準適合率の向上に向けて更なる規制的措置の導入を検討する必要がある。

基準等の見直しについては、カーボンニュートラル化に向けて住宅や建築物のエネルギー消費性能に関する基準や長期優良住宅の認定基準・住宅性能表示制度の見直し、住宅・建築物の長寿命化などにより、省エネ性能の向上を図っていく。その際、創エネポテンシャルの最大化に向け、既存の太陽電池では技術的な制約により設置が困難な①屋根の耐荷重が小さい既築住宅・建築物や、②住宅・建築物の壁面や窓等にも設置可能な次世代型太陽電池の開発も念頭に、太陽光発電等の再エネ導入を促す制度整備を行う（住宅・建築物等に対する規制的手法も検討）。併せて、ビル壁面等への次世代太陽電池の導入による住宅・建築物での創エネ拡大や省エネリフォーム拡大に向けた支援措置を講じる。その際、消費者への認知度向上のための広報・メリットのPRも図っていく。また、ライフサイクル全体を通じて二酸化炭素排出量をマイナスにするLCCM住宅・建築物の普及を通じた二酸化炭素の排出削減を図っていく。

さらに、ZEBについては、ISO化等の活動を通じ、ASEAN等を念頭においた海外展開に向けた更なる実証及びその横展開を図っていく。

これらを通じ、国内市場におけるLCCM住宅・建築物、ZEH・ZEBなどの先端的な住宅・建築物需要を開拓するとともに、質の高い暮らし・生活の改善も実現する。また、一部技術については、国内市場で培った技術・製品を海外に展開することとする。

⑫ 住宅・建築物産業／次世代型 太陽光産業の成長戦略「工程表」

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	～2030年	～2040年	～2050年	
制御・エネマネシステム ● AI・IoT等を活用したエネマネ	アグリゲーターや配電事業などの新たなビジネスを促すための制度整備及び実証支援					エネルギーの最適利用促進に向けた制度の見直し			
	エネルギーマネジメントの導入強化に向けた規格・基準の整備								
	EV等の普及については、自動車・蓄電池の実行計画を参照								
高性能住宅・建築物 ● 住宅・ZEH ● 建築物・ZEB	広報等による認知度の向上や事業者等支援によるZEHの普及拡大					★目標(2030年時) ・ 新築住宅／建築物の平均でZEH／ZEB	次世代太陽電池を搭載したZEH・ZEBの実証・実用化	★目標(今世紀後半の早期) ・ 住宅／建築物のストック平均でZEH／ZEB	
	ZEH-Mの実証								
	省エネ住宅普及・断熱性向上リフォームの拡大					住宅トップランナー基準の強化（ZEH相当水準）			
	広報等による認知度の向上や事業者等支援によるZEBの導入拡大					太陽光発電等の再エネ導入を促す制度整備			
	ZEBの実証					自立的海外展開			
ISO策定					ASEAN等への海外展開に向けたZEBの実証及び横展開				
国際標準を活用した他国製品との差別化					自立的海外展開				
木造建築物	CLT等を活用した先導的建築等による建築の実証 設計者向けの講習会等の実施					木造建築物の普及・拡大のための支援		木造建築物の普及	
建材・設備等 ● 高性能建材・設備	トップランナー制度による性能向上・基準の見直し					機器・建材トップランナー基準の更なる強化			
	評価や表示制度の明確化					次世代建材の普及拡大			
	実証を通じた次世代建材の性能向上					次世代建材の普及拡大			
● 次世代型太陽電池(ペロブスカイト等)	開発競争の促進					新市場への製品投入			
	新市場を想定した実証事業・製品化					新市場への製品投入			
● 蓄電池	蓄電池の普及については、自動車・蓄電池の実行計画を参照								

地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野において、国と地方とが協力して、2050年までに、脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程（地域脱炭素ロードマップ）を策定。

ロードマップが対象とする地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野 ー抜粋ー

② 住まい

全ての地域住民が当事者となる住まいで、断熱・気密の向上や省エネ・再エネ・蓄エネ（電動車との接続含む）、高効率設備・機器の導入に取り組み、デジタル技術による最適運用で、脱炭素化（ZEH）。健康で快適な暮らしを享受し、蓄エネにより防災性能も向上。

④ 公共施設をはじめとする建築物・設備

高度成長期に整備され老朽化の進む庁舎などの公共施設を、更新・改修の機会に、2050年まで供用することを想定して省創蓄エネ設備を導入し、脱炭素化（ZEB）。公用車には電動車を導入し、災害時に蓄エネを利用。公共施設周辺の建築物とも連携し、地域の中心区域全体の脱炭素を先導。

再エネ規制改革等タスクフォースの提言について

- 住宅・建築物について、これまでパリ協定における温室効果ガス削減目標の達成するための取組を進めてきたところ。
- 昨年、2050年カーボンニュートラルという新しい目標が掲げられたことから、その実現に向けた対策を検討することとしているところ。また関係者が一体となって取組を進めていくためにもロードマップの提示が重要であるとの認識は同じ。
- 適合義務化といった規制強化を講じる場合、市場を混乱させない形で進める必要があることからロードマップをお示しすることは重要であるとともに、省エネ基準適合率や事業者の省エネ関連技術への習熟状況の引き上げといった市場の環境整備が必要不可欠。
- ロードマップについては、まずは改正法の施行状況を把握することが必要であること、設計、住宅・建設といった関係業界も含めた関係者とも認識を共有しながらまとめていく必要があること、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の見直しとも整合を図る必要があると考えている。